

議員提出議案第1号

牛久市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び牛久市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年3月22日 提出

牛久市議会議長 諸 橋 太一郎 殿

提出者 藤 田 尚 美

賛成者 遠 藤 憲 子

牛久市議会委員会条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

牛久市議会委員会条例（昭和42年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「文化振興」の次に「(文化財の保存を除く。)」を加え、同項第4号中「商工業、環境衛生」を「商工・観光業、環境衛生、文化財の保存」に改める。

附 則（令和 年条例第 号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

去る1月に開かれました令和6年第1回牛久市議会臨時会におきまして、牛久市部等設置条例の一部が改正されたことに伴い、牛久市議会委員会条例第2条の一部を改正する必要が生じました。つきましては、「文化財の保存」に関する所管を教育文化常任委員会所管から環境建設常任委員会に移すものであります。また、併せて商工業と規定していた文言を商工・観光業に改めるものであります。